

さいたま市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画

# 第2次さいたま市DV防止 基本計画

平成28年3月

さいたま市



# はじめに



配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、その被害者の多くが女性です。本市では、「第3次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」において、女性に対するあらゆる暴力の根絶を重点事項に掲げ、各施策を推進してまいりました。女性に対する暴力の背景には、男女における社会的地位や経済力の格差、固定的性別役割分担意識や女性軽視など、今日にいたるまでの社会的・構造的問題があり、「人権尊重社会の実現」に向け、より一層取り組む必要があります。

本市では、平成23年3月に「さいたま市DV防止基本計画」策定し、被害者の状況に応じた支援を行ってまいりましたが、平成23年度に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」では、女性の約5人に1人が身体的暴力を受けたことがあると回答しています。また、昨年度実施いたしました、若年層における交際相手からの暴力に関する意識・実態調査におきましても、約4人に1人が暴力を受けたことがあると回答しており、依然として深刻な状況であることがわかりました。

このような課題や現状を踏まえ、このたび「第2次さいたま市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画」を策定いたしました。この計画の推進により、新たに開設した配偶者暴力相談支援センターの更なる機能の充実をはじめとした、DVの防止から被害者の保護、自立支援に至るまで切れ目のない施策について、関係機関や民間支援団体とも連携し、より一層の支援を図ってまいります。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重なご意見をお寄せいただきました多くの市民の皆様、建設的なご提言をいただきました「さいたま市男女共同参画推進協議会」の委員の皆様をはじめ、関係各位に心よりお礼申し上げます。

平成28年3月

さいたま市長 清水 勇人

# 目 次

## 第Ⅰ章 計画策定にあたって

1	計画策定の経緯	1
(1)	計画策定の背景	1
(2)	国・埼玉県の取組	1
(3)	計画策定の経緯	2
2	さいたま市における配偶者等からの暴力の現状と課題	3
(1)	さいたま市民の配偶者からの暴力に対する認識	3
(2)	さいたま市における配偶者からの暴力被害の実態	5
(3)	相談状況	6
(4)	被害者の保護の状況	9
(5)	若年層における交際相手からの暴力	10
(6)	子どもへの影響	11
(7)	関係機関等との連携	12
3	DV防止に関係する機関の取組	13
(1)	埼玉県の取組（警察を含む）	13
(2)	市民の取組	13
(3)	医療関係者・福祉関係者の取組	13
(4)	人権擁護機関の取組	14
(5)	ハローワークの取組	14
(6)	教育機関の取組	14

## 第Ⅱ章 基本的な考え方

1	計画の目的と位置付け	17
2	対象とする暴力	17
3	計画の期間	18
4	計画の目標	18
(1)	計画の目標	18
(2)	基本目標	19
5	計画の推進	21

### 第Ⅲ章 計画の内容

1	計画の体系	25
2	施策の展開	27
	基本目標Ⅰ 教育・啓発の推進	27
1	市民への意識啓発	28
2	学校等における人権教育の推進	29
3	若年層に対する予防啓発の推進と相談体制の整備	31
	基本目標Ⅱ 被害者の早期発見と相談体制の充実	32
1	早期発見・通報体制の整備・充実	33
2	配偶者暴力相談支援センター機能の充実	35
3	相談体制の強化と周知	36
4	多様な被害者への配慮	38
	基本目標Ⅲ 被害者の保護と自立支援の充実	40
1	安全な保護体制の整備	41
2	被害者及びその関係者に係る情報の保護	43
3	自立に向けた各種支援	44
4	心身の健康回復への支援	48
	基本目標Ⅳ 子どもへの支援	50
1	保育・就学支援	51
2	子どもの心のケア	53
	基本目標Ⅴ 関係機関等との連携協力	55
1	関係機関・民間団体との連携協力体制の強化	56
2	職務関係者による配慮	59
3	調査研究の推進	60
4	苦情の適切かつ迅速な処理	61

### 資料編

1	策定の経過	63
2	DV防止基本計画策定についての諮問・答申	64
3	さいたま市男女共同参画推進協議会委員名簿	65
4	関係法令等	67



# 第1章

## 計画策定にあたって

# 第 I 章 計画策定にあたって

## 1. 計画策定の経緯

### (1) 計画策定の背景

配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス。以下、「DV」といいます。)は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。加害者が繰り返す暴力によって相手を支配し、時には被害者の命が危ぶまれる事態も引き起こされています。DVは被害者と加害者の関係が配偶者等であるという性質上、第三者の目が届きにくい家庭内で行われることが多く、また、外部に相談することに抵抗を感じる人も多いことから、被害の発見が難しく、潜在化・深刻化しやすい特性があります。また、加害者の側に罪の意識が薄く、暴力を振るっている認識がないといった傾向が見られます。

さらに、高校生や大学生などの若年層における交際相手からの暴力、いわゆるデートDVについての認識が高まる一方で、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)が若年層の間でも急速な広がりを見せていることに併せ、その被害の形態も多様化しています。

DVの被害者の多くは女性であり、その背景には、男女の社会的地位や経済力の格差、固定的な性別役割分担意識や女性軽視など、今日に至るまでの社会的・構造的な問題があります。

男女共同参画社会の実現に向けて個人の人権を尊重し、引き続き暴力の根絶に重点的に取り組む必要があります。

### (2) 国・埼玉県の取組

国は、DVに係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することでDV防止及び被害者の保護を図ることを目的として、平成13年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下、「DV防止法」といいます。)を制定し、DVを防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図ることを、国及び地方公共団体の責務としました。

以降、数回の改正により、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」<sup>※1</sup>(以下、「基本的方針」といいます。)の策定、また、市町村に対して基本計画の策定及び適切な施設で配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすようにすることを努力義務とするなど、その充実を図ってきました。

最近の平成25年の法改正では、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力及びその被害者についても支援の対象とし、これに伴い名称を「配偶者から

---

※1 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」：DV防止法に基づいて国が告示した方針です。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項、施策の内容に関する事項、施策の実施に関する重要事項が定められています。



の暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」へと変更しました。

埼玉県では、男女共同参画社会の実現に向けた施策の基本的方向を明らかにした「埼玉県男女共同参画推進プラン」において、「女性に対する暴力の根絶」を基本目標の一つに位置づけてきました。平成24年7月には、それまでの取組を一層進めるとともに、さいたま市など市町村の取組に対する支援を充実し、県全体のDV対策を推進するため、「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第3次）」を策定しました。

### （3）計画策定の経緯

さいたま市では、平成15年3月に制定した「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」第3条第1項を受けて、平成16年3月に策定した「さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」において、「女性に対する暴力の根絶」を重点施策とし、性の尊重や暴力根絶に関する啓発、被害者への相談体制の整備・充実及び関係機関等とのネットワークの確立等に取り組んできました。また、平成21年3月に策定した「第2次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」においても、「女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者の自立支援」を重点事項に掲げ、引き続き、DV防止及び被害者支援への取組を推進してきました。

また、平成26年4月より実施されている「第3次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」では、目標に「女性に対する暴力のないまちづくり」を掲げ、引き続き重点事項として、「配偶者暴力相談支援センター」の設置など配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援に取り組んでいます。

本市におけるDV防止と被害者支援の取組をこれまで以上に充実させるため、平成23年3月に「さいたま市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画（略称：さいたま市DV防止基本計画）」を策定しました。

この度、同計画の計画期間が平成28年3月に満了することに伴い、さいたま市男女共同参画推進協議会に対して平成26年6月にさいたま市から「次期DV防止基本計画はいかにあるべきか」について諮問を行いました。

同協議会では、本市におけるDVの現状と課題を整理し、基本計画で位置づけるべき目標及び施策の方向について検討を重ね、平成27年3月に答申を受けました。

本計画は、答申の趣旨を尊重して計画の骨子案を作成し、平成27年11月には広く市民の意見を伺うため、骨子案に対するパブリック・コメントを実施しました。

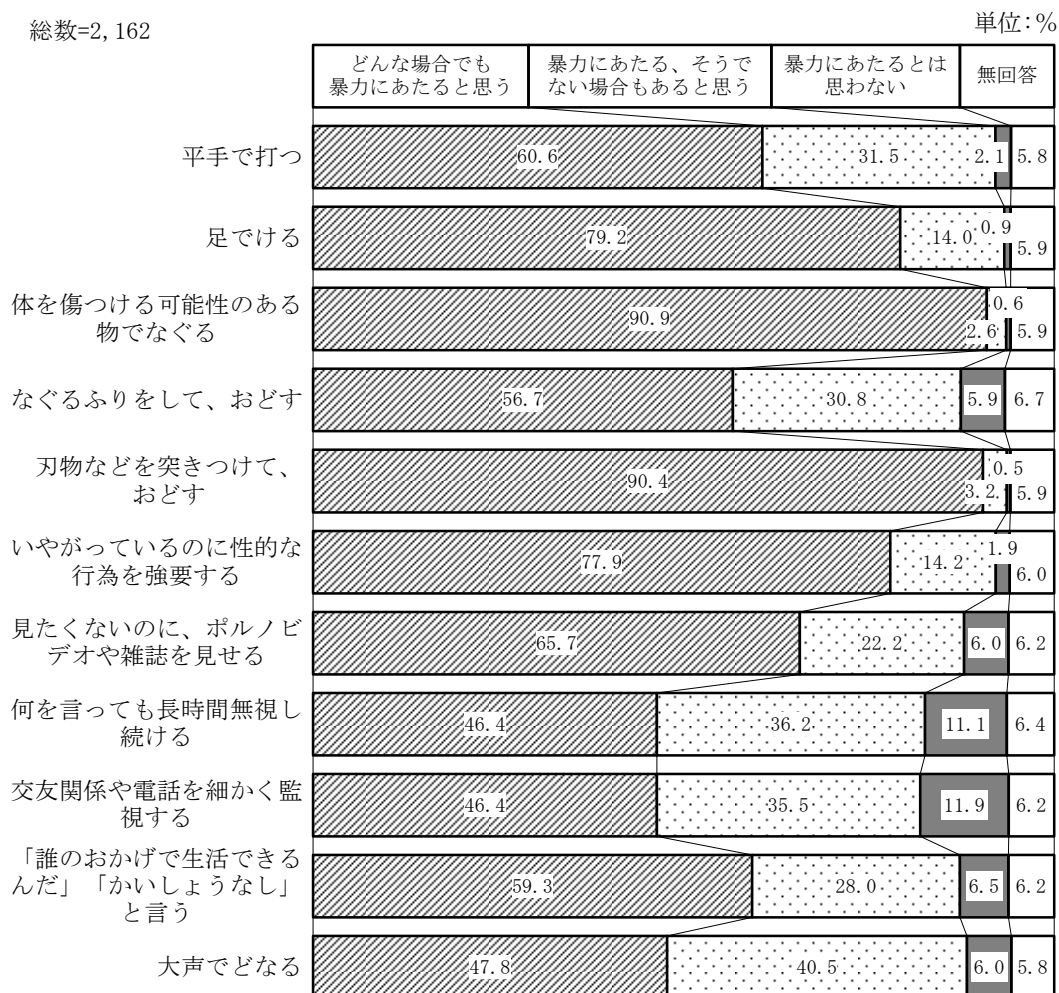
## 2. さいたま市における配偶者等からの暴力の現状と課題

### (1) さいたま市民の配偶者からの暴力に対する認識

「さいたま市男女共同参画に関する市民意識調査報告書」（平成 24 年 1 月、以下「市民意識調査」といいます。）によると、配偶者などの間での暴力行為について、「どんな場合でも暴力にあたると思う」と考える人が多い項目は、「体を傷つける可能性のある物でなぐる」、「刃物などを突きつけて、おどす」の身体的暴力で、他の項目よりも暴力であると認識される割合が特に高く、90%以上を占めています。

その一方で、「暴力にあたるとは思わない」と考える人が比較的多かったのは、「交友関係や電話を細かく監視する」、「何を言っても長期間無視し続ける」といった行為が 10%台であり、他の項目に比べて高くなっています（図表 1）。

図表 1 暴力として認識される行為



資料：さいたま市「男女共同参画に関する市民意識調査報告書」（平成 24 年 1 月）

## 【課題】

暴力は個人の尊厳を傷つけ、人権を大きく侵害する問題であり、暴力を深刻化させないためにも、市民一人ひとりが暴力（身体的・精神的・性的・経済的暴力）についての認識をさらに高めることが必要です。特に、「交友関係や電話を細かく監視する」や、「何を言っても長時間無視する」などの精神的暴力について、どんな場合でも暴力にあたると考える人の割合が低いことが伺えることから、DVについての意識啓発や情報提供をさらに充実させて、誰もがDVに関する正しい知識が持てるように努めていくことが必要です。また、暴力を未然に防止するためにも、若年層に対して、人権を尊重し男女平等の意識を高めていくための教育が求められます。

※この計画では、DVに関する意識及び実態を分かりやすく示すため、さいたま市が実施した実態調査の結果を紹介しています。それぞれの調査の概要は、以下のとおりです。

<b>(1) さいたま市「男女共同参画に関する市民意識調査（平成 23 年度）」</b>	
対 象	市内在住の満 20 歳以上の男女 5,000 人
調査方法	郵送配布、郵送回収（礼状兼督促状 1 回送付）
調査期間	平成 23 年 8 月 3 日～8 月 26 日
回収状況	有効回収率 43.2%（男性：32.1%、女性：43.1%）

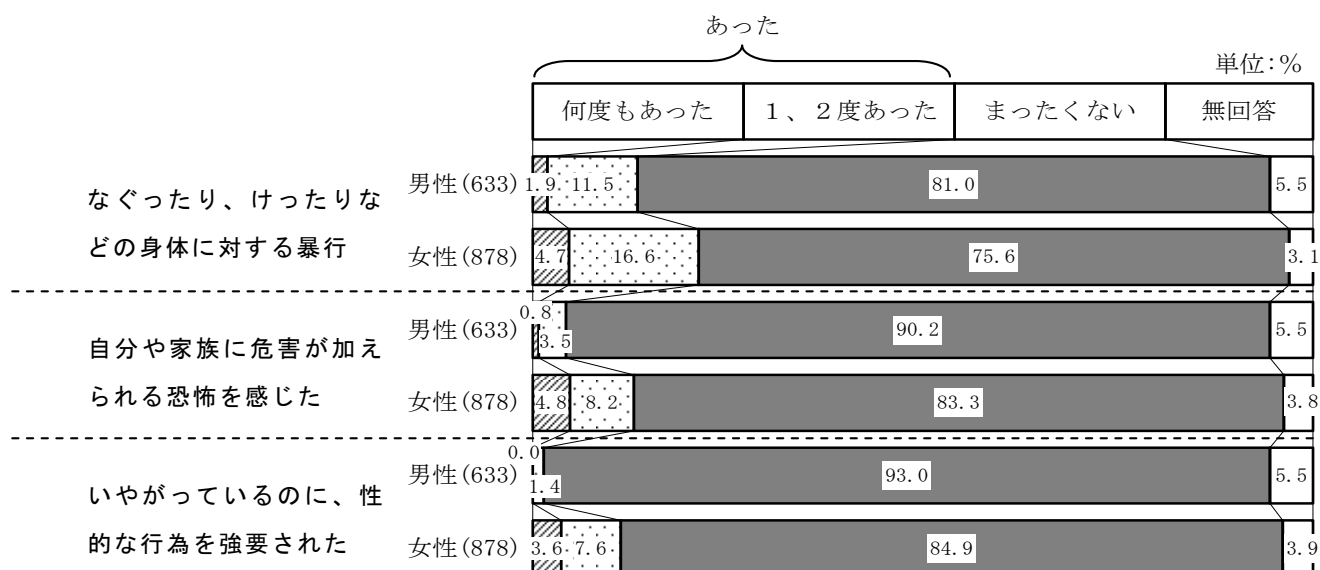
  

<b>(2) さいたま市「若年層における交際相手からの暴力（デートDV）に関する意識・実態調査（平成 26 年度）」</b>	
対 象	さいたま市内高等学校（8 校）、市内大学（3 校）の生徒及び学生
調査方法	各学校を通じた配布・回収（生徒及び学生自身が封入・封緘）
調査期間	平成 26 年 7 月 1 日～9 月 30 日
回収状況	有効回収率 93.3%（高校 98.5%、大学 80.0%）

## (2) さいたま市における配偶者等からの暴力被害の実態

市民意識調査によると、男女別の傾向として「なぐったり、けったりなどの身体に対する暴行」(男性：13.4%、女性：21.3%)、「自分や家族に危害が加えられる恐怖を感じた」(男性：4.3%、女性：13.0%)、「いやがっているのに、性的な行為を強要された」(男性：1.4%、女性：11.2%)という結果が出ており、いずれの被害経験についても、「あった」という回答は女性が男性を10ポイント程度上回っています(図表2)。

図表2 配偶者からの被害経験



資料：さいたま市「男女共同参画に関する市民意識調査報告書」(平成24年1月)

### 【課題】

被害者の多くが女性である背景には、男女の社会的地位や経済力の格差、固定的な性別役割分担意識や女性軽視など、男女が置かれてきた社会における構造的な問題があります。これを解決していくには、男女がお互いを認め合い、お互いを尊重し、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指した施策の推進が必要です。

また、さいたま市における被害実態を踏まえ、被害者の早期発見から、相談、保護、自立まで切れ目のない支援体制の強化が求められます。

### (3) 相談状況

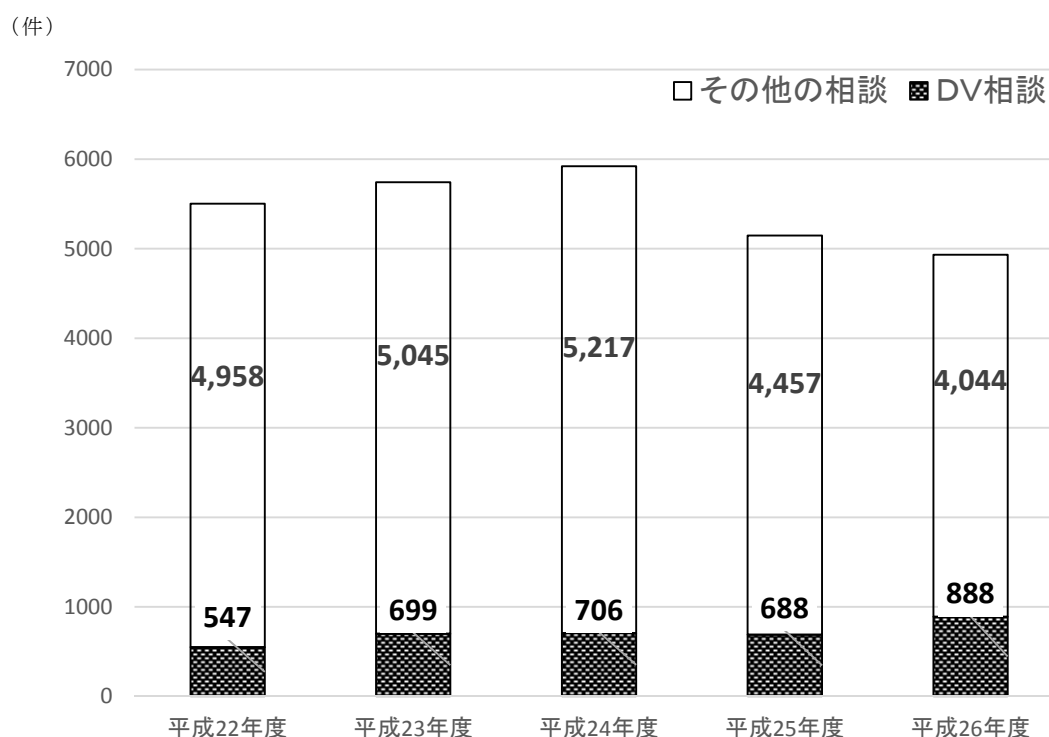
平成 16 年5月よりさいたま市男女共同参画推進センター（愛称：パートナーシップさいたま）と、女・男プラザ、浦和・中央・岩槻区役所の5カ所で実施している婦人相談員による女性相談のほか、平成 26 年 10 月に開設した配偶者暴力相談支援センターにおいて、「女性のDV電話相談」を開始しました。

全体の相談件数は平成 25 年度以降、減少しているもののDV相談の占める割合は増加傾向にあります（図表3）。

しかし、市民意識調査の結果をみると、暴力についての相談経験では、「相談しなかった」と回答した人の割合が半数以上を占めています（図表4）。

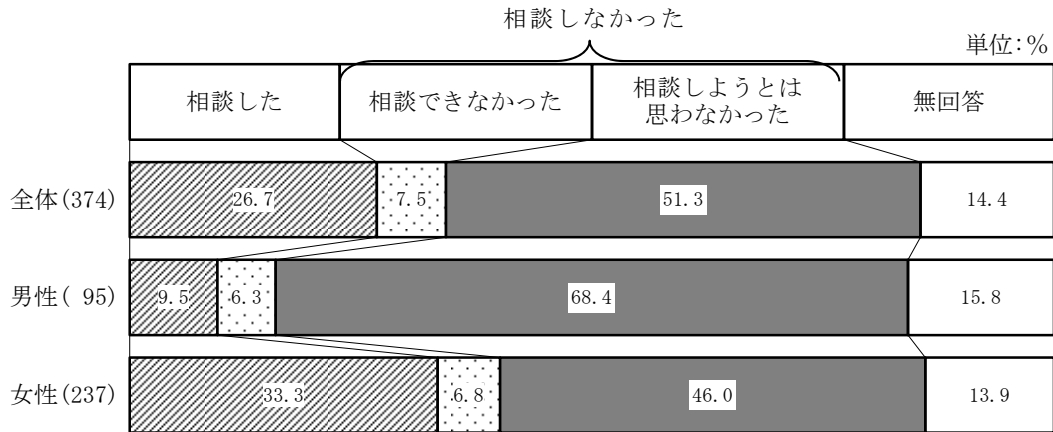
相談できなかった理由では、男女の回答傾向に大きな違いは見られず、いずれも「相談するほどのことではないと思ったから」、「自分にも悪いところがあったから」の順に高い割合となっています（図表5）。

図表3 女性相談件数の推移（さいたま市）



資料：さいたま市男女共同参画課

図表4 暴力についての相談経験

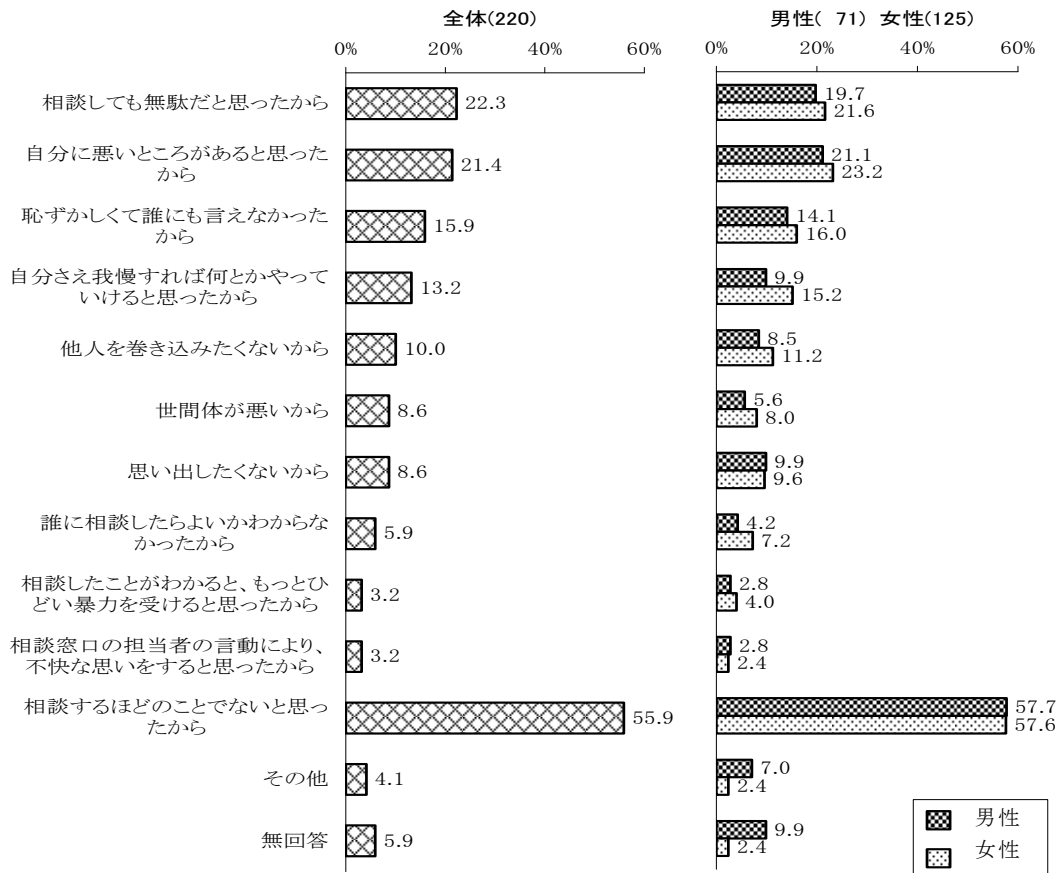


資料：さいたま市「男女共同参画に関する市民意識調査報告書」（平成24年1月）

注）配偶者等からの暴力（身体的・精神的・性的）の被害経験について、1つでも「何度もあった」または「1、2度あった」と回答した方に、その暴力についての相談経験を伺いました（全体374人／男性95人・女性237人）。

注）性別など調査対象者の基本属性に「無回答」があるため、全体の数値と男女別の数値は一致しません。

図表5 相談できなかった理由



資料：さいたま市「男女共同参画に関する市民意識調査報告書」（平成24年1月）

注）配偶者等からの暴力（身体的・精神的・性的）の相談経験について、「相談できなかった」、「相談しようとは思わなかった」と回答した方に、その理由を伺いました（全体220人／男性71人・女性125人）。

注）性別など調査対象者の基本属性に「無回答」があるため、全体の数値と男女別の数値は一致しません。

## 【課題】

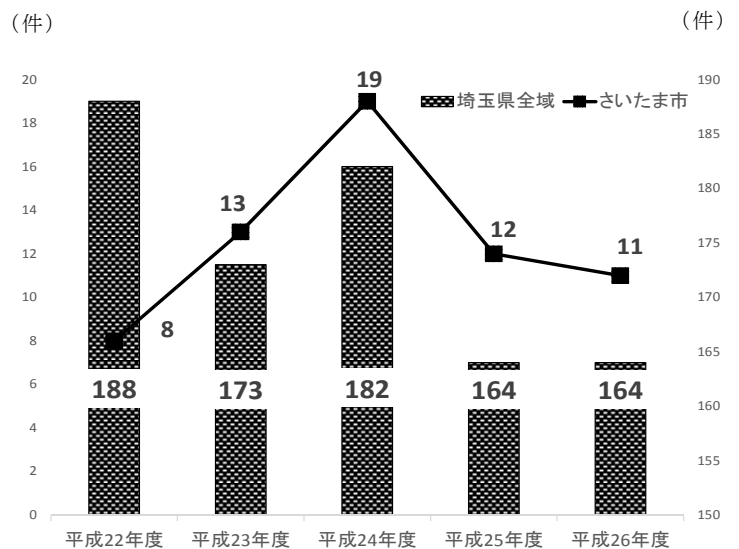
DVに関する相談の割合が増えているにもかかわらず、市民意識調査では相談しなかった人の割合が高くなっていることから、潜在的な被害者が多いことがわかります。DV被害の解決のためには、公的機関への相談が必要であるという認識や、相談先として公的機関があることの認知度を高める必要があります。

また、DVは重大な人権侵害であり、ひとりで悩むことなく安心して相談できるよう、相談機関のより一層の充実や、民間団体等の協力による更なる周知活動が必要です。

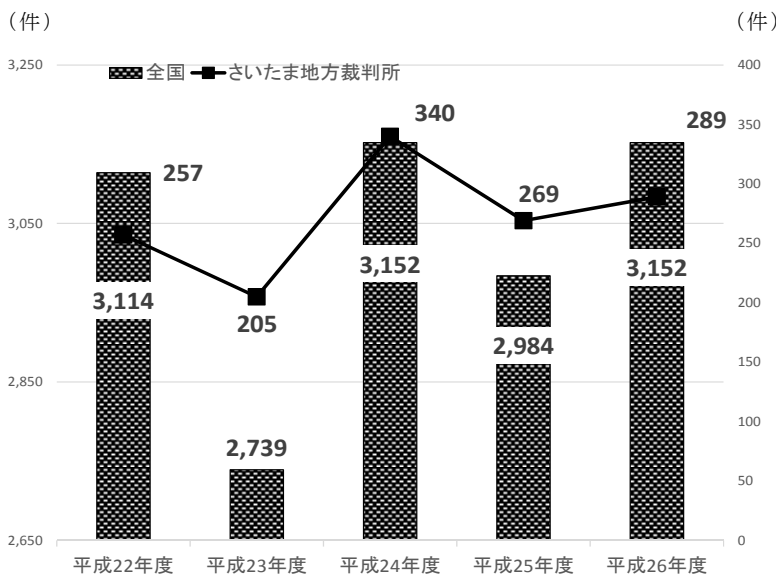
#### (4) 被害者の保護の状況

DV防止法では、被害者とその同伴家族が、DVから逃れるために避難が必要な場合は、各都道府県に設置されている婦人相談所において一時保護を行うことが規定されています。埼玉県全体での一時保護の状況は平成24年度以降減少しており、さいたま市内からの一時保護についても減少傾向にあります(図表6)。

図表6 一時保護の状況



図表7 配偶者暴力に関する保護命令事件の申し立て件数について



資料：埼玉県  
さいたま市

また、被害者の申し立てにより、裁判所が加害者に対し、接近禁止命令や退去命令を出す保護命令制度<sup>※2</sup>があります。全国の申し立て件数では、平成24年度以降3,000件ほどで推移しています。さいたま地方裁判所管内では、平成24年度以降若干減少しています。(図表7)。

資料：最高裁判所資料  
さいたま地方裁判所資料

注)さいたま地方裁判所管内における保護命令発令件数は、被害者1人に対して複数発令している場合は、それぞれ1件として計上しています。

#### 【課題】

被害者の安全の確保と負担軽減のため、相談から一時保護に至るまでの対応をスムーズに行う必要があります。

※<sup>2</sup> 保護命令制度：被害者が配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫によって生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きい場合に、裁判所が配偶者に対して、被害者への接近等の禁止や、被害者と共に生活する住居からの退去等を命令する制度のことです。配偶者がこの命令に違反した場合には、罰則があります。



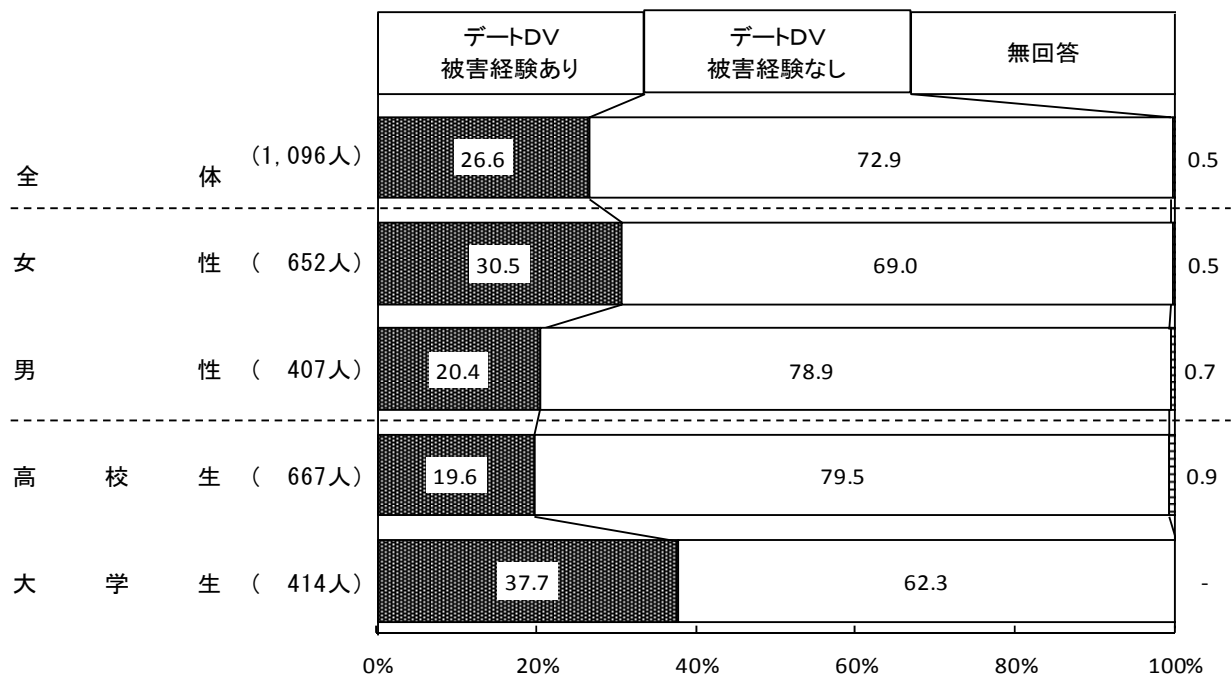
また、被害者がDVから逃れた後は、新たな自立した生活の構築が求められます。被害者の支援に当たっては、精神的支援のみならず経済的支援も重要であることから、関係機関等の連携による充実した支援策が必要となります。

### (5) 若年層における交際相手からの暴力

内閣府「男女間における暴力に関する調査報告書」（平成24年3月）によると、10歳代から20歳代の頃に交際相手からの暴力を受けた経験のある女性は13.7%、男性は5.8%となっています。20歳代の女性に限ると23.4%が被害を受けており、約5人に1人の割合です。

また、さいたま市が市内の高校及び大学を対象に実施した「若年層における交際相手からの暴力(デートDV<sup>※3</sup>)に関する意識・実態調査報告書」(平成27年1月、以下「デートDV調査」といいます。)によると、交際経験のある学生のうち、全体として約4人に1人は何らかの暴力行為を受けたことがあると回答しています(図表8)。

図表8 デートDVの被害経験(男女別・年代別)



資料:さいたま市「若年層における交際相手からの暴力(デートDV)に関する意識・実態調査報告書」(平成27年1月)

注) 交際相手がいる(いた)と回答した方に、交際相手からの暴力の被害経験を伺いました(全体1,096人/女性652人・男性407人)。

注) 性別など調査対象者の基本属性に「無回答」があるため、全体の数値と男女別・年代別の数値は一致しません。

※<sup>3</sup> デートDV:若年層(高校生や大学生など)において、交際相手から振るわれる様々な暴力のことを指します。DV防止法の「配偶者からの暴力」には該当しませんが、さいたま市DV防止基本計画より支援の対象とし、暴力を未然に防ぐため、デートDVの防止啓発に取り組んでいます。

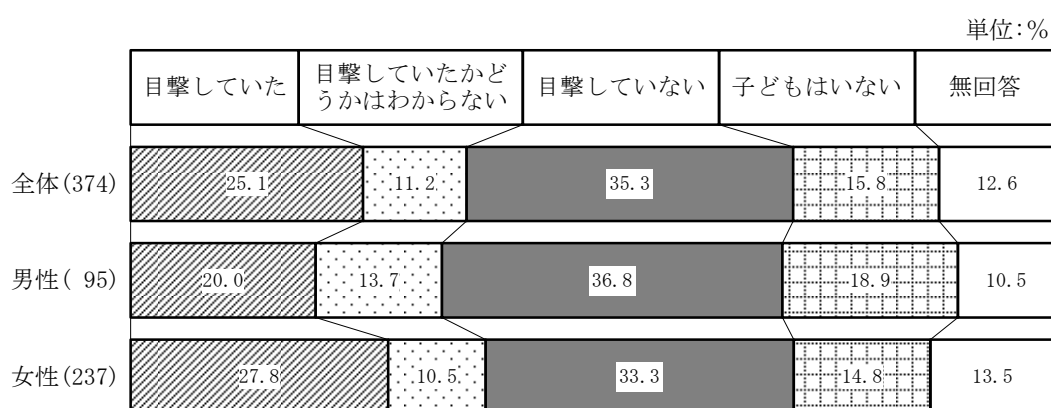
## 【課題】

近年、若年層における交際相手との間での暴力被害が、配偶者間と同様に深刻化している実態があることから、配偶者や交際相手からの暴力の問題について考える機会のより積極的な提供や、早期の段階から男女平等意識の醸成を行うなど、DVの根絶に向けた取組について関係機関等と連携し予防啓発を行う必要があります。

## (6) 子どもへの影響

市民意識調査によると、配偶者等からの被害経験があったと回答（図表2）した被害者のうち25.1%が子どもは「目撃していた」と回答しています（図表9）。また、15.5%について、子どもに対しても暴力行為が「あった」と回答しています（図表10）。

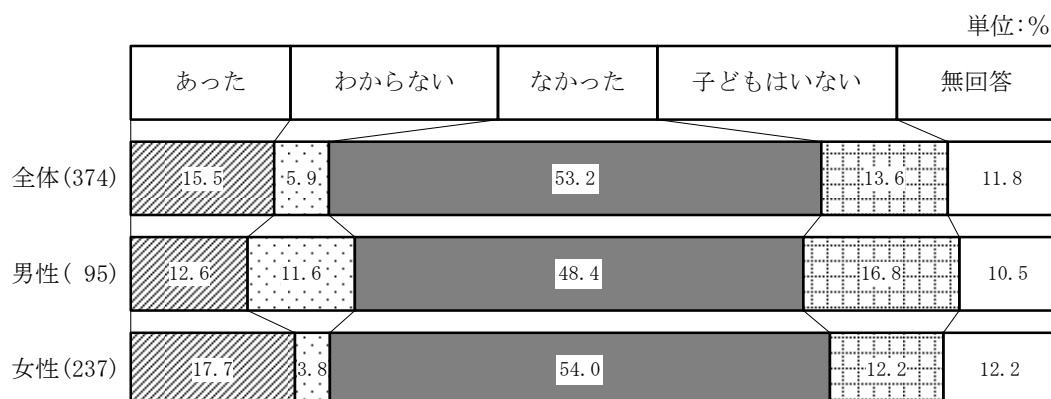
図表9 暴力行為について、子どもの目撃の有無



資料：さいたま市「男女共同参画に関する市民意識調査報告書」（平成24年1月）

注）性別など調査対象者の基本属性に「無回答」があるため、全体の数値と男女別・年代別の数値は一致しません。

図表10 子どもへの暴力行為の有無



資料：さいたま市「男女共同参画に関する市民意識調査報告書」（平成24年1月）

注）性別など調査対象者の基本属性に「無回答」があるため、全体の数値と男女別・年代別の数値は一致しません。

## 【課題】

「児童虐待の防止等に関する法律」では、子どもの目の前で行われるDVは児童虐待であると定義されています。暴力を目撃した子どもは心が深く傷つき、さまざまな心身の症状が表れることもあります。

そのため、カウンセリング等、子どもの状況に応じて適切な対応ができるよう、関係機関等との連携が必要です。

### (7) 関係機関等との連携

さいたま市では、平成 16 年から「さいたま市ドメスティック・バイオレンス防止対策関係機関連携会議<sup>※4</sup>」を設置し、庁内外の関係機関等と密接な連携を図り、予防から自立までのサポート体制を総合的に検討しています。また、民間緊急一時避難施設<sup>※5</sup>を運営する団体に対して補助金を交付し、その事業を支援しています。

## 【課題】

DVの解決に向けては、その防止及び被害者の自立まで切れ目のない支援を必要とし、多方面にわたる関係機関等との連携・協力体制が不可欠であり、今後もその充実を図ることが求められます。

また、被害者が安心して支援を受けるために、職務関係者における情報管理の徹底や、二次的被害防止のための更なる資質の向上が必要です。

---

※4 「さいたま市ドメスティック・バイオレンス防止対策関係機関連携会議」：DVの根絶のため、関係機関が密接な連携を図り、予防から自立までのサポート体制を総合的に検討するために設置した会議です。市の関係代表機関のほか、国や埼玉県の間、民間団体で構成されています。

※5 民間緊急一時避難施設：民間シェルターのこと。DVから避難する必要がある被害者やその子どもなどの保護を行うため、民間の団体等が自主的に運営する施設のことです。

### 3. DV防止に関係する機関の取組

DV防止と被害者の支援に関しては、さいたま市だけではなく、埼玉県や国の機関等の関係機関においても取組が進められています。国の「基本的方針」では、関係機関それぞれの取組として、主に以下のような事項が示されています。

#### (1) 埼玉県の取組（警察を含む）

都道府県の基本的な役割としては、被害者の支援における中核として一時保護等の実施、市町村への支援、職務関係者の研修など、広域的な施策を推進することが位置づけられています。

埼玉県では、平成13年のDV防止法の施行に伴い、平成14年4月から婦人相談センターを、平成24年8月には埼玉県男女共同参画推進センター（With You さいたま）を配偶者暴力相談支援センターと位置づけ、DV相談、一時保護をはじめ、被害者に対して専門的な機能を活用した支援を行うとともに、福祉や保健、医療、警察、司法など各分野との広域的な連携を図っています。

また、警察は、通報等によってDVが行われていると認めるときには、暴力の制止や被害者の保護とともに、被害者の意思を踏まえて加害者の検挙など被害発生の防止措置を講じることや被害者の立場に立った適切な相談対応が必要とされています。

#### (2) 市民の取組

被害者を支援するための情報を広く社会から求めるため、DV防止法では、DVを受けている者を発見した者は、その旨を通報するよう努めなければならないこととされています。なお、この場合の通報先は、配偶者暴力相談支援センター、警察官となっています。

#### (3) 医療関係者・福祉関係者の取組

医師その他の医療関係者は、日常の業務を行う中で、被害者を発見しやすい立場にあることから、DV防止法では、被害者を発見した場合、配偶者暴力相談支援センターや警察官に通報することができるとされています（この場合の通報は、医療関係者に求められる守秘義務の違反とはなりません）。

また、民生委員・児童委員等の福祉関係者についても、相談援助業務や対人援助業務を行う中で、被害者を発見しやすい立場にあることから、上記に準じた対応が求められています。

#### (4) 人権擁護機関の取組

法務省の人権擁護機関では、人権相談所や「女性の人権ホットライン」でDVを含めた相談を受け付けています。人権擁護機関がDV被害を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、被害者の保護、救済に努めることが求められています。

#### (5) ハローワークの取組

ハローワークは、被害者一人ひとりの状況に応じたきめ細かな就業支援に積極的に取り組むことが求められています。具体的には、被害者に子どものいる場合で被害者本人が希望する場合、必要に応じて事業主に対し「特定求職者雇用開発助成金」や「トライアル雇用奨励金」の対象となり得ることを周知し、制度を活用するよう働き掛けることが望ましいものとされています。また、被害者の職業能力、求職条件等から職業訓練受講の必要性が高いと認められる場合は、無料の公共職業訓練の受講のあっせんに努めることが必要とされています。

#### (6) 教育機関の取組

学校や教育委員会は、配偶者暴力相談支援センターとともに、DV被害者やその子どもに対して、学校でスクールカウンセラーが相談にに応じていること、教育センターや教育相談所に配置されている臨床心理の専門家による援助が受けられることの情報提供を行うことが求められています。

また、教育委員会や学校、保育所などの関係機関と配偶者暴力相談支援センターが連携して、教員など教育関係者や保育士など保育関係者に対し、DVの特性や配慮すべき事項等について周知徹底することが必要とされています。



# 第II章

## 基本的な考え方

## 第Ⅱ章 基本的な考え方

### 1. 計画の目的と位置づけ

この計画は、本市のDV防止及び被害者の支援施策の今後の方向性と内容を明らかにし、施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とします。

(1) DV防止法第2条の3第3項の規定に基づく基本計画です。

(2) 国の「基本的方針」に即し、かつ埼玉県の「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第3次）」を勘案します。

(3) 上位計画である、「さいたま市総合振興計画後期基本計画実施計画（平成26年4月）」において、「第7章 交流・コミュニティの分野」に規定する「人権尊重社会の実現」における「配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援」を目指すための取組として位置づけられています。

(4) 「第3次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」（平成26年3月）の目標Ⅵ「女性に対する暴力のないまちづくり」の重点事項である「ドメスティック・バイオレンス防止対策と被害者の自立支援（DV防止基本計画の推進）」に関する総合的な体系を示すものです。

### 2. 対象とする暴力

DV防止法では、平成25年7月の改正により生活の本拠を共にする（していた）交際相手からの暴力及びその被害者についても、DV及びその被害者に準じて、法の適用対象とされることとなりましたが、さいたま市DV防止基本計画において既に支援することとしているため、引き続き暴力の対象とします。また、暴力は身体的暴力だけでなく、精神的・性的・経済的暴力も含まれます。

#### ●身体的暴力

殴ったり蹴ったりするなど、直接何らかの有形力を行使するもの。刑法第204条の暴行に該当する違法な行為であり、たとえそれが配偶者間で行われたとしても処罰の対象となります。具体的には、平手で打つ、足で蹴る、身体を傷つける可能性のある物で殴る、げんこつで殴る、刃物などの凶器をからだに突きつける、髪を引っ張る、首を絞める、腕をねじる、引きずり回す、物を投げつける等。

#### ●精神的暴力

心無い言動で相手の心を傷つける、交友関係や毎日の行動を細かく監視する、といったもの。精神的な暴力については、その結果、PTSD（外傷後ストレス障害）に至るなど、刑法上の傷害とみなされるほどの精神傷害に至れば、刑法上の傷害罪として処罰されることもあります。具体的には、大声で怒鳴る、実家や友人とつきあうのを制限したり、電話や手紙を細かくチェックしたりする、何を言っても無視して口をきかない、人



前でバカにしたり命令するような口調でものを言ったりする、大切にしている物を壊したり捨てたりする、子どもに危害を加えると言って脅す、殴るそぶりや物を投げつけるふりをして脅かす等。

#### ●性的暴力

嫌がっているのに性的行為を強要する、中絶を強要する、避妊に協力しないといったもの。夫婦間の性交であっても、刑法第 177 条の強姦罪に当たる場合があります。

#### ●経済的暴力

必要な生活費を渡さない、外で働くなと言ったり仕事を無理やり辞めさせて経済的に圧迫したり、「誰のおかげで生活できるんだ」などと言うこと等。

### 3. 計画の期間

この計画の期間は、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間とします。なお、計画期間中においても、DV 防止法の改正や基本の方針の見直し、社会情勢が大幅に変化した際には、必要に応じて見直しを行います。

### 4. 計画の目標

#### (1) 計画の目標

DV は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるとともに、その背景に男女の社会的地位や経済力の格差、固定的な性別役割分担意識や女性軽視などの問題があります。本市では、「配偶者等からの暴力の根絶と被害者の自立支援をすすめるまちづくり」を引き続き計画の目標として、各施策への展開を図ります。

## 計画の目標

### 配偶者等からの暴力の根絶と被害者の自立支援をすすめるまちづくり

#### (2) 基本目標

DV被害の根絶と被害者の自立支援を進めるためには、DVの防止から、通報や相談への対応、保護、自立支援に至る各段階にわたり、多様な関係機関等による被害者の立場に立った切れ目のない支援が必要です。

この計画の目標「配偶者等からの暴力の根絶と被害者の自立支援をすすめるまちづくり」を実現するための具体的な目標として、次の5つの基本目標を定めます。

#### **基本目標Ⅰ 教育・啓発の推進**

#### **基本目標Ⅱ 被害者の早期発見と相談体制の充実**

#### **基本目標Ⅲ 被害者の保護と自立支援の充実**

#### **基本目標Ⅳ 子どもへの支援**

#### **基本目標Ⅴ 関係機関等との連携協力**

#### **基本目標Ⅰ 教育・啓発の推進**

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。DVをなくすために、男女の人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を社会全体で共有していくことを目指します。

#### **基本目標Ⅱ 被害者の早期発見と相談体制の充実**

DVは、一般的に外部からの発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすいという特性があります。暴力の潜在化により、周囲も気付かないうちにエスカレートし、被害が深刻化するおそれがあるため、早期発見のできる体制と暴力について相談できる体制の整備、強化を行います。

さらに、平成26年10月より設置した「さいたま市配偶者暴力相談支援センター」において、DV発見者や被害者の相談体制、及び迅速で的確な対応体制を充実します。

### **基本目標Ⅲ 被害者の保護と自立支援の充実**

地域における社会資源を活用して、緊急時における被害者等の安全の確保に努めます。婦人相談センターへの一時保護が行われるまでの間、婦人相談センターへの同行支援や避難場所の提供等、保護体制の整備を行います。

DVからの心身の健康の回復には、被害者同士が体験や感情を共有し、情報を交換し合う自助のためのグループに参加することが有効とされていることから、自助グループ等の情報提供や、これらのグループの形成や継続に対する支援を行います。

また、被害者が自立して生活するためには、心のケア、就業機会の確保、住宅や生活費の確保、子どもの就学の問題等、様々な課題に対応する必要があります。その課題解決のために、各関係機関等が認識を共有しながら連携を図り、福祉や雇用等の各種施策、及び精神的な支援も含めた被害者の生活再建と経済的支援を両輪として進めます。

なお、被害者等に係る情報の管理には細心の注意を払います。

### **基本目標Ⅳ 子どもへの支援**

被害者に同伴する子どもは、配偶者等との間で起こった暴力を目撃して心理的虐待を受けている場合が多く、さらに、子ども自身が暴力の対象となっている場合もあります。これら、直接子どもに対して向けられた行為のみならず、子どもに著しい心理的外傷を与えるものであれば児童虐待に当たります。

また、子どもは転居や転校を始めとする生活の変化等により、種々の大きな影響を受けやすい存在でもあります。被害者の自立には、同居する子どもの保育や教育上の配慮が極めて重要です。子どもが安心して生活ができるよう、被害者等の安全の確保を図りつつ、各関係機関等と連携し、継続した支援に取り組みます。

### **基本目標Ⅴ 関係機関等との連携協力**

DV防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間団体を含む、幅広い関係機関等が共通認識を持ちつつ、緊密に連携して被害者の保護及び自立支援に取り組みます。

職務関係者は、DVの特性を十分理解した上で、被害者の立場に配慮して職務を行います。さらに、二次的被害<sup>※6</sup>を防止するためにも、必要な研修を行います。

---

※<sup>6</sup> **二次的被害**：被害者が被害後に不適切な対応をされることでさらに傷ついてしまうこと。例えば、相談や事務手続き等に携わる担当者の不適切な言動や情報漏洩、警察の捜査や裁判過程等での精神的・時間的負担、周囲の人々の無責任なうわさ話、医療費の負担や失職・転職、引っ越しなどによる経済的困窮など。

また、DV防止及び被害者の保護に資するため、国、県、他の先進市町村及び関係機関等の調査結果等を整理・検討した上で、さいたま市として必要な課題をとらえて、継続的な施策展開が行えるような調査・研究を進めます。

各関係機関等は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速に処理するように努めます。

#### ○県と市の役割分担

第1章3でも示しているように、国の基本的方針では都道府県の基本的な役割について、被害者の支援における中核として一時保護等の実施、市町村への支援、職務関係者の研修など、広域的な施策を推進することとされています。また、市町村の基本的な役割については、身近な行政主体の窓口として相談窓口の設置、緊急時における安全の確保、地域における継続的な自立支援等であるとされています。

この計画の目標「配偶者等からの暴力の根絶と被害者の自立支援をすすめるまちづくり」の実現のために、本市が主体となって計画に掲げた各種の施策に取り組むべきであることは言うまでもありません。また、「さいたま市配偶者暴力相談支援センター（以下、「さいたま市DV相談センター」といいます。）」を新たに開設したことにより、これまで以上に被害者支援の充実を図る必要があります。そのためには、県内における被害者支援の中核的機関である埼玉県配偶者暴力相談支援センターをはじめとした埼玉県の機関との連携を欠かすことができません。施策の推進に当たっては、埼玉県、さいたま市それぞれが果たすべき役割を認識するとともに、必要に応じて連携し、きめの細かい対応を心掛けます。

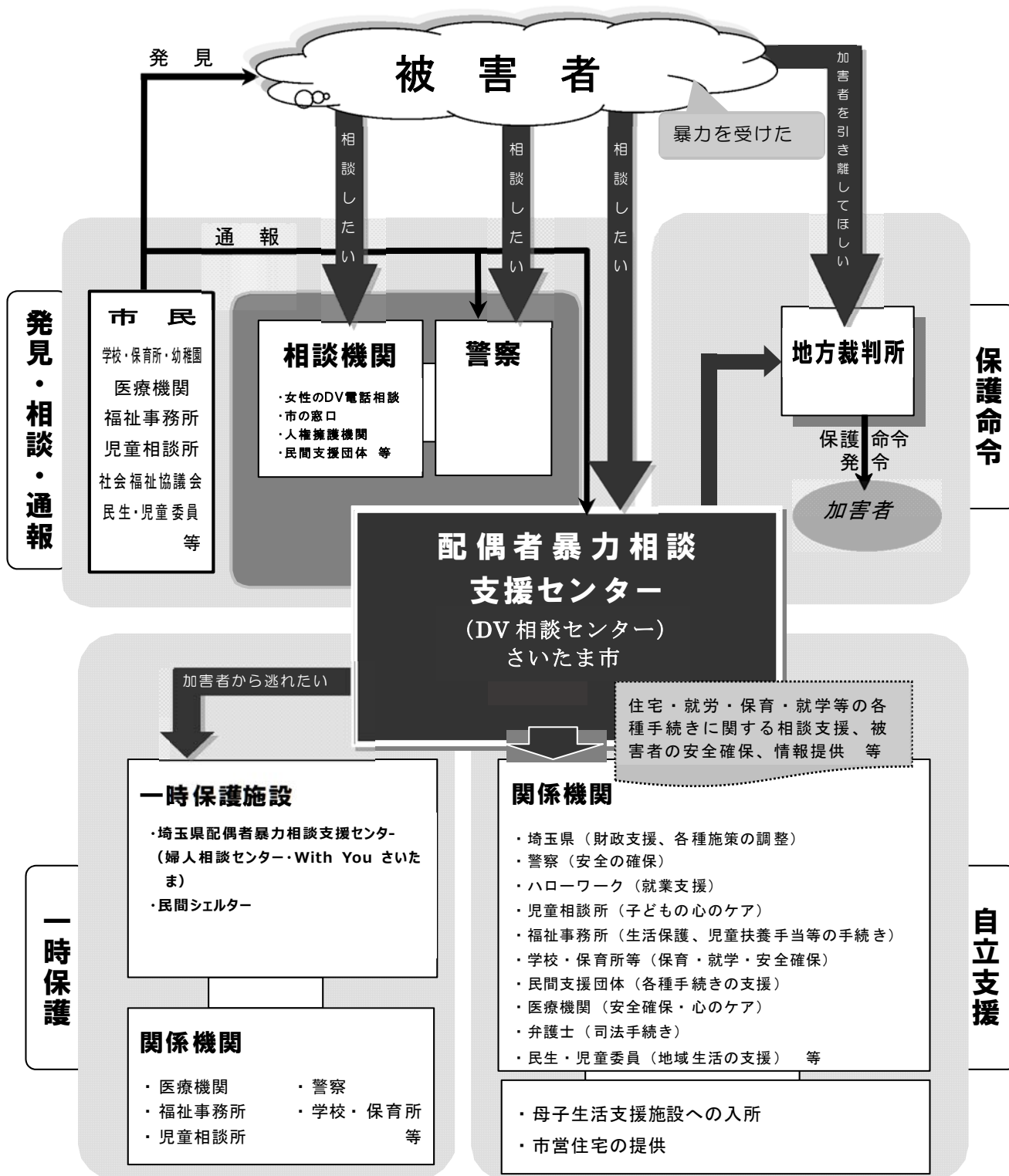
## 5. 計画の推進

この計画の推進に当たっては、計画に掲載された施策及び事業に関係する部局がそれぞれ協力しながら取り組みます。また、各施策の実施状況は、毎年度把握し公表します。

この計画の見直しについては、取組の進捗状況や社会情勢の変化、市民の意向や他の計画の状況等を勘案しながら、計画最終年度の平成32年度に検討します。

なお、計画期間中であっても、DV防止法や基本的方針の見直しが行われた場合など、本計画を取り巻く状況が大幅に変化した際には、必要に応じて見直しを行うこととします。

<DV被害者支援の流れ>



**安心・安全な暮らし  
 の実現**

